

## 会 議 記 録

会議名称	令和2年度 特別職報酬等審議会
日 時	令和2年12月15日(火) 午前10時00分～午前11時39分 (休憩：午前11時17分～午前11時30分)
場 所	中棟5階 第3・第4委員会室
出席者	委員 小笠原、金子、佐藤、鹿野、高、内藤、西上原、丹羽、和田 区側 副区長(宇賀神)、総務部長、区議会事務局長、総務課長、庶務課長、 人事課長、職員厚生担当課長、区議会事務局次長、総務係長、 給与福利係長、監査担当係長、庶務係長、人事係長、 区議会事務局庶務係長、区議会事務局法務担当係長、総務係担当
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職報酬等審議会委員名簿(令和2年8月26日現在)</li> <li>・諮問文</li> <li>・特別職報酬等関係資料</li> <li>・政務活動費等関係資料</li> <li>・補足資料</li> <li>・特別職報酬等審議会のポイント(確認用)</li> </ul>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 区側出席者紹介</li> <li>4 区長挨拶</li> <li>5 諮問</li> <li>6 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>①特別職報酬等について</li> <li>②政務活動費について</li> </ol> </li> <li>7 閉会</li> </ol>

○総務課長 ただいまから、令和2年度特別職報酬等審議会を開催いたします。私は総務部総務課長の寺井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会の委員数は、欠席者を含めまして10名でございます。今回、新たに委員とさせていただいた方もいらっしゃいますので、私のほうから改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

では、初めに、杉並法曹会からご推薦いただきました、小笠原勝也委員でございます。

○小笠原委員 小笠原です。よろしくお願い致します。

○総務課長 連合杉並地区協議会からご推薦いただきました、金子征治委員でございます。

○金子委員 金子です。よろしくお願い致します。

○総務課長 今年度新たに杉並区体育協会からご推薦いただきました、西上原久委員でございます。

○西上原委員 西上原です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 今年度新たに杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました、高武征委員でございます。

○高委員 高です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 杉並区産業協会からご推薦いただきました、佐藤慎祐委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 杉並区町会連合会からご推薦いただきました、鹿野修二委員でございます。

○鹿野委員 鹿野です。よろしくお願い致します。

○総務課長 杉並区商店会連合会からご推薦いただきました、内藤一夫委員でございます。

○内藤委員 内藤でございます。よろしくお願い致します。

○総務課長 日本公認会計士協会杉並会からご推薦いただきました、丹羽宏己委員でございます。

○丹羽委員 丹羽です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました、和田新也委員でございます。

○和田委員 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 このほか、高千穂大学理事長の藤井耐委員がいらっしゃいますが、本日は都合により欠席となっております。

出席委員の数は、定足数に達しておりますので、会を進行させていただきます。

続きまして、区側の出席者を紹介させていただきます。

副区長の宇賀神雅彦でございます。

○副区長（宇賀神） よろしくお願ひいたします。

○総務課長 総務部長の白垣学でございます。

○総務部長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 人事課長の林田信人でございます。

○人事課長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 職員厚生担当課長の松沢智でございます。

○職員厚生担当課長 よろしくお願ひします。

○総務課長 区議会事務局長の渡辺幸一でございます。

○区議会事務局長 よろしくお願ひします。

○総務課長 区議会事務局次長の内藤友行でございます。

○区議会事務局次長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 教育委員会事務局庶務課長の都筑公嗣でございます。

○教育委員会事務局庶務課長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 監査委員事務局次長の代理で、監査担当係長の西村高明でございます。

○監査委員事務局次長代理（監査担当係長） よろしくお願ひいたします。

○総務課長 改めまして、私、総務課長の寺井茂樹でございます。

審議にあたり、審議でのご意見につきましては、お手元のマイクを使って発言していただくようお願いいたします。

なお、会議録作成のため速記者が入っておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

ここで、本来であれば区長の田中良からご挨拶させていただくところですが、本日は他の予定と重なっているため、欠席させていただいております。代理として、副区長の宇賀神から一言ご挨拶させていただきます。お願ひいたします。

○副区長（宇賀神） 本日は、師走の大変お忙しい中、令和2年度特別職報酬等審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。副区長の宇賀神でございます。

本日は、区長が他の予定のため出席できませんので、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政に大変ご協力をいただきまして、心よ

り御礼を申し上げます。

本審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長・副区長・教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関わる内容を皆様にご審議をしていただき、答申をいただくこととなっております。

さて、我が国の経済状況でございますが、内閣府の月例経済報告によれば、今年3月以降の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況、あるいは極めて厳しい状況とされておりますが、7月以降は少し持ち直しの動きも見られております。このような景気状況の中、国や東京都、多くの政令指定都市等と同様に、特別区人事委員会も公民較差の結果を踏まえ、職員の特別給については引き下げる勧告を行い、また月例給については、おおむね均衡している状況から改定を行わないとしております。

本日の審議会では、こうした状況を踏まえて委員の皆様から率直なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 それでは、これ以降の議事の進行は、会長にお願いいたします。

○会長 それでは、審議に入ります。

初めに、区長からの当審議会に対する諮問をお受けしたいと思っておりますので、お願いいたします。

○副区長（宇賀神） 杉並区特別職報酬等審議会会長様。

杉並区長、田中良。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（諮問）。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

（ 副区長より内藤会長に諮問書手交 ）

○会長 お受けいたしました。

それでは、これから議事に入りますので、副区長には退出をしていただきます。

（ 副区長退室 ）

○会長 それでは、これから議事に入りますが、当審議会の会議は原則公開となっておりますので、本日の会議も公開で行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

○会長 ご異議ございませんので、本日の会議は公開で行うこととし、傍聴等については、杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱に基づいて手続を行うこととして、傍聴人から事前に撮影、録音の希望がありましたら、これについては許可をしたいと思います。

次に、事務局から、答申文及び会議録の取扱いについて説明があるということなので、お願いいたします。

○総務課長 答申文及び会議録ですが、例年、区のホームページにおいて公表しております。区のホームページに公表する会議録につきましては、事前に皆様にご確認いただいた上で、委員の発言は個人名ではなく、「委員」と記載しております。

なお、情報公開請求の場合は名前を記載した会議録を公開してまいります。

今年度におきましても、答申文及び会議録の区のホームページへの掲載を行いたいと考えております。

以上でございます。

○会長 答申文及び会議録について、区のホームページで公表することにつきまして、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

○会長 ご異議ございませんので、答申文及び会議録につきまして、公表することといたします。

それでは、ただいまより審議に入りたいと思います。

まず、報酬等に関する議事に入りますが、特別職報酬等関係資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、私から特別職報酬等関係資料とありますホチキスどめの資料に沿いまして説明させていただきます。お手元にご用意いただけますでしょうか。私からは1ページから16ページまで説明させていただいた後に、職員厚生担当課長から17ページ以降、特別区人事委員会勧告の概要について説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

では、資料の1ページをご覧ください。こちらは、当審議会の設置根拠である杉並区特別職報酬等審議会条例でございます。第1条で議員の報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、区長の諮問に応じて審議するための附属機関となっているという条項でございます。2条以下は、諮問、組織、委員の任期、会長、会議、会議の公開等々が記載されておりますので、こちらは後ほどご確認をい

ただければと思います。

続きまして、3ページでございます。こちらは、これまでの特別職報酬等審議会の答申概要等の推移でございます。3ページの一番上の令和元年度の記述が直近のものでございます。

直近の令和元年度を見ますと、答申年月日が令和元年11月25日、答申内容はその右に記載してございます特別区人事委員会勧告における月例給のマイナス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.6%減、期末手当を0.15月の増とすることが妥当であると答申内容が抜粋されてございます。その右側の欄ですけれども、今の給料月額及び議員報酬月額0.6%減との数字の記載がでございます。また、その上には月額給料の額、括弧内は前回からの増減額が記載されております。下に行くにつれて過去に遡っていきます。

令和元年度の下平成30年度につきましては、特別区人事委員会の引下げ勧告がありましたが、特別区長会において勧告の実施を見送るという判断を行った事実や理由等を踏まえて総合的に判断した結果、現状のまま据置きとなりました。

その下の29、28、27と遡りますが、特別区人事委員会の勧告と同様に引上げの答申が出され、各区特別職及び議員報酬を引き上げてございます。

次のページの一番上、平成26年度は、特別区人事委員会の引上げ勧告があり、これと同様に引上げの答申がされました。ただし議員報酬等は答申によらず、区議会の判断で据置きとされております。それ以前、平成19年から25年までは引下げ、あるいは据置きとなっております。

続きまして、7ページの給与勧告率の推移でございます。こちらは、職員の給与等に関する特別区人事委員会の勧告の推移でございます。表の一番下の平成13年度は引上げ、14年度以降は引下げ、または据置き勧告となり、平成26年度から29年度までは、4年連続で引上げ勧告、平成30年度、令和元年は引下げの勧告となっております。

続きまして、8ページをごらんいただければと思います。期末手当及び勤勉手当の推移でございます。こちらのほうは、一般職員の期末手当、勤勉手当、合計、そして右側の欄が区長など特別職、議員の期末手当についての推移を示しているものでございます。一般職員につきましては、平成26年度から引上げ、据置きとなり、現在は4.65月となっております。特別職、議員は、同様に平成26年度から引上げ、据置きとなり、現在は4.13月となっております。

なお、議員につきましては、区議会の判断で平成26年度に改定を行わなかったため、現在3.88月になってございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、A3の大きな資料でございしますが、まず、23区別の特別職の給料等に関する条例で定める月額でございします。順位を見ますと、杉並区は区長が23区中18位、金額では111万3,000円となっております。副区長は18位、89万1,900円、教育長が19位で76万4,400円、常勤の代表監査委員は3位で68万7,500円、代表を除く常勤の監査員は5位で66万8,700円、議長が23位、85万6,000円、副議長が20位で77万4,600円、議員が21位で59万5,700円になってございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページでございします。こちらは、23区別の特別職等の年間収入額でございします。先ほどの月額の給料の額に加えまして、期末手当等の特別給を加えた金額でございします。こちらは、6月1日現在の数字でございします。まず、区長は23区中2位で2,276万円でございます。副区長も同様に2位で1,824万円、教育長は14位で1,563万円、常勤の監査委員は、代表監査委員が2位で1,406万円、常勤のその他監査委員は2位で1,367万円、議長は23位、1,509万円、副議長は13位で1,365万円、議員は15位、1,050万円となっております。

1枚おめくりいただきまして、11ページをご覧ください。こちらは23区別の特別職の期末手当の支給月数と年額になっております。こちらは、年額順になってございます。区長、副区長は2位でございます。教育長が4位、常勤の代表そしてその他の監査委員ともに2位、議長が18位、副議長は11位、議員は12位となっております。

ここで、昨年度の審議会で幾つかご意見をいただきましたので、その内容をご紹介しますとともに、口頭ではございますが、ご意見に関する参考データを提供させていただきます。

昨年いただいたご意見ですけれども、昨年度の資料では、年間収入で区長は23区中3位、副区長は2位でした。区の収入が他区に比べて2位、3位というわけではないので、この点について区民から不満が出るのではないかと。将来的には調整が必要なのではないかとというご意見をいただいております。

これについては、単年度で見ると確かに、そのとおりでございますけれども、区長、副区長の4年間の任期を全うした場合の退職手当を含む総収入で比較すると、月例給が低いということが退職金に反映されるため、退職手当を含めると、4年間トータルで区長は9位、副区長は7位となります。参考までに、区の予算規模は、令和2年度は9位でございます。

また、もう一つ昨年度いただいたご意見としましては、昨年度の勧告は、月例給が

0.6%マイナスで、特別給は0.15月の引上げでしたので、トータルするとプラスになるということで、このプラスが一般職員と比較すると、特別職の増加率が大きくなるという点について、是正の必要があるのかどうかというようなご意見をいただいております。

これにつきましては、今年度のように、特別給にマイナスの勧告が出た場合に、それを踏まえて区職員と同様に勧告のとおり引き下げたとすると、特別給の金額及び総収入に占める割合が多い特別職のほうが一般職員よりも減収の割合が大きくなるということで、表裏一体の関係でございます。これは、部長級の職員と一般職員との比較でも同様でございます。このことを念頭に置いてご審議をいただければと存じます。

では、続きまして、説明を続けさせていただきます。12ページをご覧ください。12ページは、23区別の行政数値の比較でございます。人口規模、世帯数、面積、議員数、職員数、今年度の普通会計当初予算を記載してございます。杉並区は人口、世帯ともに6位、面積は8位、議員数は4位、職員数は7位、予算規模は9位といった数値になってございます。

続きまして、13ページでございます。こちらは杉並区における財政状況の推移でございます。普通会計の平成27年度から令和元年度までの数値を示した表でございます。まず、記載の歳入総額(A)と歳出総額(B)でございますが、全体的に近年増加の傾向がございます。

その下の形式収支額(C)ですけれども、歳入総額から歳出総額を差し引いた現金ベースでの収支結果を表示してございます。令和元年度は平成30年度と比べまして減額となっております。

その下の翌年度に繰り越すべき財源(D)ですが、翌年度に建設工事などの事業を繰り越すときには、繰越明許費として財源も一緒に繰り越す必要があり、その財源を示しております。

続きまして、実質収支額(F)、及び実質収支比率(E)でございます。まず、(F)の実質収支額ですが、これは形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものでございます。令和元年度は平成30年度と比べて低くなってございますが、過去5年間の傾向としましては、特段の問題のない数字と認識してございます。また、(E)の実質収支比率は、財政状況を判断する指標の一つとなっており、こちらのほうはおおむね3%から5%が望ましいと言われておりますけれども、令和元年度は5.3%でありまして、こちらも問題のある数字ではないという認識でございます。

(H)の経常収支比率におきましても、財政構造の弾力性を判断する指標であり、人件費や扶助費など、容易に縮減できない経常的経費を示す割合を表しておりますが、特段の間

題のない数字と認識してございます。

(K)は人件費比率でございます。歳出総額に占める人件費の割合ですが、こちらは年々減少しており、令和元年度は18.7%となっております。

このように、杉並区における財政状況の推移を見ると、杉並区の財政状況は一定の健全性が保たれているものと認識してございます。

続きまして、14ページでございます。補足資料でございますが、上段のグラフは実質収支比率の推移のグラフでございます。下のグラフは平成21年度からの経常収支比率の推移です。

続いて、15ページの区債残高、基金残高の推移をご覧ください。上段のグラフは杉並区債の残高の推移でございまして、こちらは厳しい財政状況を背景に、次世代の負担の公平性を考慮しまして、適切に特別区債を活用する方針で、残高は年々増加しておりますが、こちらも特段問題のない数値と認識してございます。下のグラフにつきましては、主な基金残高の推移でございます。こちらも、平成24年度以降は増加傾向に転じています。これは、行財政改革の推進等による財政調整基金への着実な積立と、基金と区債のバランスが取れた活用を行ったことによるものでございます。

それでは、私からの最後の説明になりますが、16ページをご覧ください。杉並区の職員数及び人件費の推移でございまして、こちらは毎年4月1日現在の数値を基にした表になってございます。職員数ですけれども、上のグラフに記載のとおり、平成22年度の3,701名から、令和元年度は3,484名と削減してございます。これは常勤職員のみの数でございます。下のグラフの人件費と人件費率の推移でございますけれども、こちらも職員数の減により、人件費が平成22年度の379億円から令和元年度の371億円と減少傾向になっております。職員の削減よりも人件費の削減率が少なくなっておりますのは、職員の平均年齢が上がってきている、その関係でございます。

以上で、私からの説明は終わらせていただきます。

引き続き、17ページ以降は職員厚生担当課長からご説明いたします。

○職員厚生担当課長 では、私のほうからは、去る10月23日と12月3日に示されました特別区人事委員会勧告の概要について、説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

今回の勧告におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑みまして、民間給与の実態調査を2回に分けて実施をしたため、特別給と月例給のそれぞれに分けて

勧告等がなされております。

それでは、まず資料の17ページをご覧くださいと思います。17ページの上段の実線で囲っている部分が今回の特別給に係る勧告のポイントとなっております。期末手当と勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んでおりますが、現行その支給月数は年4.65月となっております。今回の勧告におきましては、民間の支給割合が年4.60月分となっていることから、年間の支給月数を0.05月引き下げて年4.60月として、引下げ分については民間の状況等を勘案して、12月の期末手当から差し引くこととなっております。

次に、資料の18ページをご覧くださいと思います。18ページの上段の実線で囲っている部分が今回の月例給に係る報告のポイントとなっております。月例給につきましては、民間と特別区職員の給与の公民較差がマイナス157円、率にしてマイナス0.04%存在はしていますが、この較差は僅少であり、おおむね均衡しているということで、改定を行わないという内容となっております。記載ございませんが、今回の改定による平均年間給与への影響でございますが、特別区職員の改定前の平均年間給与額、こちらが約640万7,000円、これが約638万8,000円となりまして、約2万円減少することになります。

給与改定の実施時期等でございますが、職員の期末手当の引下げにつきましては、先に行われました第4回区議会定例会におきまして、11月30日にご議決いただいたところでございます。月例給につきましては、12月の人事委員会の報告を受けまして、先日、特別区におきまして、勧告どおり改定しないとしたところでございます。

以上が令和2年の給与勧告の概要でございます。

説明は以上になります。

○会長 ただいま、令和2年特別区人事委員会勧告の概要についても説明がありましたが、仮に勧告どおり特別職等の報酬などを改定したらどうなるか、試算をした結果の資料がありましたら、参考までに説明していただきたいと思います。

○総務課長 それでは、ただいまお配りいたしました補足資料をご覧ください。区長・副区長・教育長・常勤の監査委員・議員につきましては、職員と同様に勧告どおりに改定したらどうなるのかということで、試算した資料でございます。表面が特別職になってございます。

区長につきましては、期末手当がマイナスの9万375円となりまして、年間収入においても9万375円のマイナスとなります。増減率にすると、0.40%でございます。同様に副区長でございますが、年間収入でマイナス7万2,423円、増減率は0.40%でございます。教育長

につきましては、年間収入におきましてマイナス6万2,070円、率にして0.40%のマイナスでございます。代表監査につきましては、年間収入においてマイナス5万5,826円、増減率はマイナス0.40%でございます。特別職5名の合計で、下に小さな表がございますけれども、改定前と改定後と比較しますと、35万3,117円の減となります。

裏面に参りまして、裏面は議長・議員でございます。議長につきましては、年間収入におきましてマイナス6万2,060円でございます、率にしますと0.41%。副議長、マイナス5万6,158円、0.41%。委員長につきましては、マイナス4万6,647円、率にして0.41%のマイナス。副委員長につきましては、マイナス4万4,703円、率にして0.41%のマイナス。一般の議員につきましては、額にして4万3,189円のマイナス、そして率にして0.41%のマイナスとなります。議長、副議長、そして委員長が10名、副委員長が10名、議員が26名で合計48名でございます。合計しますと、下の小さな表になりますけれども、改定前と改定後を比べまして、マイナス215万4,632円となります。

その下は参考でございます。一番下の四角を見ていただきますと、特別区人事委員会給与勧告に基づく平均年間給与の増減額、これは職員のほうの比較でございますけれども、23区の一般職員の改定額でございますが、改定前と改定後と比較しますと約2万円の差が出ておまして、増減率につきまして0.30%、一番下が杉並区の部長級のみの職員の増減額でございますが、改定前と改定後では、約4万円の差がありまして、増減率にしますと0.37%のマイナスとなります。

説明は以上でございます。

○会長 それでは、まず今の事務局の説明に対して、ご質問があればお先にお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○委員 質問じゃなくて、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

7ページの令和2年度の157円の差額があるけど、据置きであるという勧告が出ているよと、こういう理解でよろしいですか。

○職員厚生担当課長 おっしゃるとおり、較差としては0.04%、マイナス157円という較差がありますが、非常に額が僅少であると、僅かであるので改定を行わないというのが人事委員会の勧告内容になっております。

○委員 分かりました。それともう一つ、17ページの今回の勧告なんですが、本年度の勧告のポイントという一番上の四角い枠の中で、一番下に月例給については別途必要な報

告・勧告を予定ということで、この別途必要な勧告というのが、次のページの分がそれに該当するという理解でよろしいでしょうか。

○職員厚生担当課長 おっしゃるとおりでございます。12月3日に改めて月例給についての報告がなされたという形になっております。

○委員 分かりました。

○会長 それでは、事務局の説明及び、ただいまの質疑を踏まえまして、委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、こちらから皆様からのご意見を伺いたいのので、ご指名させていただきますので、まず初めに●●委員からお願いしたいと思います。

○委員 先ほど、副区長のほうからご挨拶の中であったように、なかなか社会全体が経済状況は不透明で厳しいところがございますが、かといって、どんどん人勧ではこの程度の下げだということでございますので、あと、ひたすら特別職といえども社会が厳しいからどんどん下げればよいというのも、何かデフレスパイラルを加速するような、そういうデメリットもございますので、この案のとおり一般職員と同様に下げるという形が妥当と思います。

また、一つお願いで、先ほど昨年質問の中で、順位が年収の順位が高過ぎるけれども、実態としては退職金等々を鑑みると中ほどになってくるというあの資料というのは、もしよろしければ、次回から一緒に添付していただくと判断の基準として分かりやすくなってくると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 それでは、後で事務局のほうからまとめて質問に対してご回答したいと思います。

それでは次に、●●委員からもご意見いただきたいと思います。

○委員 ご説明ありがとうございました。私は、お聞きしながら、出された案で今年度は構わないと思いますが、今年状況を見ますと、コロナ禍の中でいろいろな企業が業種によって、いろんな給与が増えているような業種もあれば、減っているような、すごく減っているような業種もあるかと思えます。このように、この民間との較差ということで、これは大規模事業所の基になされた勧告かなと思ったりするのですが、来年度はまたちょっとどうなるかなというのが、ちょっと気になるところでございます。

質問というよりは、ちょっと感想を言わせていただきました。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、●●委員からもお話を伺いたいと思います。

○委員 正直なところ、本当のことをよく理解しておりません。先ほどから皆さんのおっしゃっているこういう経済状態の中で、これは特別職は、給料を下げなくちゃいけないとかそういうことがあったときには、またこの委員会は招集されるのでしょうか。

○会長 ただいまの質問は、じゃあ、ちょっとお答え願えますか。

○総務課長 特別職等の給与等を改定する場合には、基本的にはこの審議会のご意見を聞かなければならないとされておりますので、毎年開催しておりますけれども、年度の途中にもし、そうした必要があれば、開催するということもあり得るということでございます。

○会長 それでは続きまして、●●委員、お願いいたします。

○委員 特別区のこの人事委員会の勧告というのは本来、非常に重みがあるものだと思うんですね。いろいろな数値を調べて、こういう勧告を出されたと思います。それで、一般職の職員と特別職の職員、職員とは言いませんが、特別職とその区別する合理的な理由があるのかと考えると、あまりないような気がしますし、そうなると、やはり職員と同様に給料と期末手当を修正したほうがよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、●●委員、お願いします。

○委員 結論から言いますと、皆さん同様にこの原案どおりという形になろうかというふうに考えております。報酬審議会の内容、詳しくはちょっと私も勉強不足な分はありますけれども、給料のほうは多分どっちの意見もあって、こういうコロナの影響の中で、ちょっと経済が沈んでいるのでというネガティブな意見もあれば、私は労働者の代表なので、こういうときこそ経済的なあれの中で少し頑張ったほうがいいんじゃないかという、両方の意見があろう中での勧告というようなことだというふうに思っておりますので、これを少し重視したというような内容でもいいのかなというふうに考えております。

質問ということで、先ほど●●委員のほうからも退職金の絡みがあったというふうに思うんですけど、ちょっと私も勉強不足の部分があるんですけども、退職金自体は別にここでは決めるというわけではないというふうに思っているんですけども、そうするとどういう場面で、誰が決めるのかというところは少し知っておきたいなというところと、あと、それによって各区の順位が変わるといったときに、そうするとその区ごとにもし考え方にばらつきがあるんだとすると、あまりその順位というのは意味がないかなという

ころもありますね。その辺の少し考え方を教えていただくと、後ほどまた頭の整理ができるのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは●●委員、お願いいたします。

○委員 私も皆さんと同じように、この現在の状況の中で、この人事委員会の勧告どおり、この内容で問題ないと思います。

1点、前からちょっと気になって教えてもらいたいことがあるんですけども、これは人事委員会のほうにお伺いするべきことかなと思うんですけど、民間企業との、民間従業員との給与の比較なんですけれども、23区の職員の人数が1番低いところで、千代田区の千百五十何人、平均で二千七百十何人と出ているんですけど、これが民間企業の人数ですと、企業規模50人以上でかつ事業所規模50人以上、この内容ですと1,000人の会社もあるだろうし、2,000人の企業もあるだろうし、あるいは60人の企業もあると思うんですけども、この辺の比較バランスがちょっと崩れているような気がするんですけども、この辺は、もしお分かりになるようだったら、この比較内容を教えていただければなと思います。

○会長 後でまとめてご質問にお答えします。

それでは、最後に●●さん、お願いいたします。

○委員 今、●●さんがおっしゃったように、50人規模というレベルでというのは、50人以下の会社の方たちというのは、もっと苦勞しているのかなという感じがしています。ですから、公民の較差が本当に正しいのかどうかというのは、何か何とも言えないような感じがしますが、ただ、給料はやっぱり生活のために必要であり、モチベーションを上げるためにはやっぱり、当然、必要な、なるべく高ければ高いほど、いい人材が集まるということもあるので、これで特別に問題があるとは思っていません。

○会長 ありがとうございます。

それでは、●●委員にも、またお願いいたしたいと思います。

○委員 先ほど、一応確認だけだったんですけども、今回、この補足資料に基づくと、杉並区の場合には、給与は低いんですけど賞与が高いという状況があるので、賞与の改定になると、かなり額に大きな金額が出てくるという傾向が見られて、いわゆる期末手当の場合にこれが増えると上がるけど、逆にこれが下がると大きく下がるという傾向があるんですが、この辺は是正する必要があるのかないか、この辺のところはちょっと検討事項とい

うことで、区のほうでご検討いただきたいというのは、一つのお願いです。内容的には、この補足資料のところの問題ないと思うんです。

それで、ちょっと教えていただきたいんですが、この特別職報酬審議会の審議内容とは違うんですけれども、ここ、コロナ禍において、15ページのいわゆる区債残高の推移が、来年度はどういう形になっていくのかなというのが非常に心配なんです。その辺のところがもし、お分かりになるようであれば、ちょっとご説明いただければというふうに思います。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○委員 もう1点だけちょっと、表を見て面白いなと思ったんですけれども、9ページと10ページの23区別の比較なんですけれども、基本月額でいうと、区長、副区長、教育長、議長、副議長と皆さん、下のほうに位置づけられているんですけれども、10ページの年間収入になると、皆さん議長を除いて上にアップしているんですけれども、議長だけずっと23番目にとどまっている、この内容はちょっとおかしいな、おかしいというかちょっと疑問に思ったんですけれども、分かる範囲内で、また後で結構ですので、何か理由があるのか教えていただければと思います。

○会長 意見の追加、ございませんか。

それでは、皆さんからのご意見、質問にちょっと答えられるところはお願いしたいと思います。

○総務課長 初めに、退職手当についてのご質問と、ご要望もありましたので、退職手当について、資料があったほうが参考になるというお話もありましたので、後ほどご用意させていただきます。また、来年からもご用意するように考えてまいります。退職手当自体は、この審議会の審議事項ではございませんので、あくまで参考資料ということでございます。退職手当につきましては、別の条例のほうで定めているところがございます。各区で、まちまちの状況でございます。ですので、各区のこれまでの経緯ですとか、財政状況等を反映しているのかなというふうに考えてございます。

○職員厚生担当課長 ●●委員、●●委員、●●委員から少し話がありました部分について、ちょっと重複するかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思います。

まず、民間と人事委員会との比較の中での民間とのバランスというのは、どのようになっているのかとお話が少しございました。これにつきましては、特別区人事委員会、東京

都人事委員会、国の人事院と一緒に調査をしております。先ほどお話のありました50人以上の規模の会社かつ事業所単位におきましても、50人以上の規模のところに調査を行っておりまして、特別区の人事委員会においては特別区内のみ、調査対象9,869事業所を今回調査した。それによって回答を得たところの結果という形になっております。

規模がばらばらな中で、ちゃんと網羅されているのというお話もございましたが、まず、企業全体のカバー率と言われているものも人事委員会のほうが示しています。企業規模がこの50人以上の規模を調査することによって、特別区内の全従業員正社員の72.3%はカバーしているということで、国、人事委員会は適正に行われていると判断しています。

ただ、先ほどから議論がございましたが、コロナ禍の中で、この割合がどうなのかというお話がございました。今回の調査というのは、昨年8月から今年7月までの手当についての調査結果となっております。ご存じのとおり、大きな影響が出てきたのはこの後ということになっておりますので、我々といいたしましても、恐らく来年度の勧告というものは、より厳しいものになってくるのではないかと、このように考えております。

各事業所規模につきましても、3,000人以上の規模に対して、1,000人から3,000人未満の事業所規模、500人から1,000人規模、100人以上500人未満の規模などの会社と網羅的に調査を行っておりまして、先ほど話をさせていただきましたが、適正に調査がなされた結果と考えております。

○区議会事務局次長 議長の報酬の件でご質問がございました。関係資料の4ページのところをご覧くださいますと、24年の1月1日に議長の月例給については議員提案により、答申によらず単独で減額をしているということがベースになっておりますので、それ以降、23区中では低いというような状況が続いているということでございます。かなりの額、5万円近く下げたという経緯がございますので、こういう状況がずっと続いているということです。

○総務部長 私のほうから●●委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

本日お配りした、先ほどご説明をした特別職報酬等関係資料の15ページに、区債残高、区の借金ですね。それから、基金残高、特に財政調整基金が主ですけれども、これは区の貯金、何にでも使える普通預金のようなものですね。家計に例えると。これの残高について、このコロナ禍で財政厳しくなって、来年度以降の特に区債残高、借金のほうが心配だけれど、どういう見通しなのかというご質問だったかと存じます。

ご指摘のとおり、区の財政状況も相当厳しいというふうに見込んでございます。こうや

って景気が大きく落ち込んでいるので、区税収入ですとか、各種交付金というのが大幅に下振れるというふうに思っております、今ちょうど来年度の当初予算の編成作業をしておりますけれども、事業に必要な経費に対して歳入が100億円以上不足するのではないかなという見通しも立ててございます。ですので、その分は、ここにグラフでお示ししてございますように、何にでも使える普通預金、財政調整基金を取り崩すか、あるいは区債、借金で賄うか、これももう、やたらめったら区債を発行するというわけではなく、施設建設ですとか、学校の改修とか、世代を超えて多くの区民が将来的に使う施設については、世代間で負担を按分するということが適当ということで、建設債の発行が認められていますので、そういういわゆる適債事業、区債の発行に適する事業ですね。こういうものについて、この借金に当たる区債を発行して充てていくというようなことも考えなければいけないというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今年度も、先の12月9日に終わった第4回区議会定例会までにコロナに係る補正予算、医療崩壊を防ぐための病院の経営支援ですとか、中小企業の支援、また文化芸術活動支援などのために、10回にわたる補正予算を組んで、その財源は主に、国や都の補助金のほかは、財政調整基金、普通預金を崩して充ててきたという状況がございましたが、来年度以降もコロナ禍は続いておりますので、厳しい財政が続くことは間違いないというふうに思っています。ただ、このグラフをご覧いただければわかりますように、区はこの間、こういうときのために、計画的に貯金を蓄えてまいりました。確かに、区債残高のほうも少しずつ右肩上がりになってはおりますけれども、計算していただくと分かるんですが、区債残高、借金の伸びよりも貯金の伸びのほうが大きくなっています。毎年この貯金と借金の差は増えていると、こういうふうな計画的な健全な財政運営してまいりましたので、しばらくは非常事態のようなことにならずに健全財政を保てるというふうには考えてございます。

それから、●●委員のほうから期末手当については、月例給に比して区長、副区長は相対的に他区よりも高いので、これについて改める必要があるのかないのかの検討をというふうなご指摘がございました。昨年も●●委員のほうからご指摘いただいたと思うんですが、これについてはまさに、この当審議会でご議論いただいて、ご答申を踏まえて区のほうは適正な改定を行うということになっておりますので、この場でご議論いただければと思うんですが、その一助として、先ほど●●委員のほうからもきちんと数字が目に見えたほうが分かりやすいということでしたので、この後、先ほど総務課長も申し上げて

いましたとおり、退職手当を含む1期4年の任期を全うした場合の総収入という資料をお示しさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、23区中、区長が9位、副区長が7位ということで、区の財政規模と比較して大体同じくらいの位置、予算規模は9位、区長の1期4年の総収入でも9位ということになっていますので、その辺りも加味してご審議を賜ればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長 ご説明のほうは、これでよろしいですね。

それでは、ここまで皆様からいろいろとご意見はございましたが、報酬などについての審議をまとめさせていただきます。

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員についてですが、一般職員については、期末手当を引下げ、給料月額を据置きの予定であること。また、現在の社会経済情勢及び区民一般の感情を考慮すると、区長、副区長、教育長、常勤の監査委員については、給料月額を据え置き、期末手当を0.05月引き下げるということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 早速、ありがとうございます。

それでは、議員についてですが、区議会議員の報酬等についても、報酬月額を据え置き、期末手当0.05月引き下げることによろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定をいたします。

実施の時期について、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 実施時期につきましては、年度内、今年度の3月を予定をしております。

○会長 実施時期については、年度内の3月ということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、政務活動費に関する議事に入ります。政務活動関係資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長 私から、お手元の政務活動費関係資料に沿ってご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座らせていただきます。

まず、1枚おめくりください。1ページから11ページにつきましては、政務活動費に関する

る条例規則と規定でございます。

3ページをおめくりください。下段の表は、条例第9条の政務活動費を充てることのできる経費の範囲として調査研究費、研修費、広聴広報費など10項目を掲げており、具体的な使途に関する内容を右の欄に記載してございます。

7ページをご覧ください。こちらの規程第2条政務活動費に要する経費に該当しないものとして、9項目を明示しております。議員としての活動は多種多様でございますが、そのうち選挙活動、政党活動、後援会活動に関する経費など、政務活動費として計上できない項目を規定してございます。

次に、8ページから10ページの表でございますが、これは政務活動に要する経費細目です。支出の割合や上限額などを定めたものとなっております、区民からの疑義等に説明ができるよう具体的な支出基準を設けているものでございます。

続きまして、12ページは、各区の政務活動費でございます。杉並区は中ほどの年額192万円、月額16万円で、23区中10位です。杉並区と同様に、平成13年の条例制定と同額で、この間、改定がなされていない区につきましては19区、引上げ区は1区、引下げ区は3区となっております。なお、現在、今後改定を予定している区の情報は得ておりませんので、金額に関しての23区での動きは、平成20年以降ございません。

次に、13ページから18ページ、これは杉並区における政務活動費の推移を記載しております。ここ数年の規定改正の主な内容としましては、16ページの平成28年3月にガソリン代を議員1人当たり月額5,000円を限度とする。また、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱費は計上できないとし、平成29年3月に自宅兼用事務所の賃借料は計上できないとしたところです。平成30年3月に、政務活動費としての明確な線引き、また按分比を定めるのが難しいインターネットの接続料、携帯電話、スマートフォンなどの情報端末の通信費の支出の割合の上限を一律2分の1とするなどとしてございます。

17ページの令和2年3月には、月極駐車場代や自己所有及び自宅兼用の事務所の駐車場賃借料は計上できないとしてございます。

次に、18ページの自主改善としましては、正副議長ほか6名の議員によります杉並区議会政務活動費調査検討会において、弁護士、会計士などの学識経験者を構成員として設置をいたしました杉並区議会政務活動費専門委員会での政務活動費の使途に関する事項などの意見などを参考にしながら検討を重ねておりまして、先ほどお話ししました、政務活動に関する規定とか手引きの改正に結びつけているところでございます。

今年度におきましても、区民目線が厳格化する中、区民の納得と信頼が得られるよう、監査の指摘事項やその他の個別課題に対して、明確で具体的な証拠資料等に基づき、使途の透明性や適正化が図られるよう、検証と見直しを行っているところでございます。

3の金額の推移につきましては記載のとおりでございます。

最後に、20ページをご覧ください。令和元年度の政務活動費の支出状況でございます。政務活動費の議員個人への交付分につきましては、35人、6,560万円。このうち100%を執行した議員が17名で、執行率につきましては80.4%。また、会派への交付分は、2会派2,496万円、執行率が58.3%。全体では48人、9,056万円、執行率は74.3%となっております。

なお、昨年度につきましては、平成31年4月に区議会議員の辞職と改選がございましたので、戻っていただきまして19ページに別掲として記載をしているところでございます。また、すみません。戻っていただきまして、20ページでございますが、この平成31年4月分と令和元年度分を合わせますと、下段の交付額の交付金の総額につきましては、9,152万円、執行率は74%となります。なお、執行率につきましては、年々減少傾向にございまして、過去5年間の平均の執行率につきましては約76%と、そのため、返納額についても年々増加をしてきているという状況がでございます。

私からは、以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、まず、ただいまの事務局の説明に対して、ご質問があれば、先にお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたかご意見はございますか。

○委員 すみません、ちょっとお伺いしてよろしいですか。

個人宛交付分、大分100%使っていらっしゃる方とか、本当に十何%とかという方がいらっしゃるんですが、大体少ない方たちは、例年同じなんですかね。それとも、たまたまこの年だけそうなんですかね。

○区議会事務局次長 委員がおっしゃるように、政務活動費については、100%使っている方は、平均大体18、19人です。これも、その年度によっては、かなり違って来る面がありまして、その活動の内容が多岐にわたりますので、例えば、視察に行かれたりとか、地元で説明会を開いたりとか、区民の意見を聞いたりとかという、活動の多様性によって、その金額に多寡が出ているということでご理解いただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに、ご意見。

●●委員、お願いします。

○委員 ちょっと確認なんですけれども、調査検討委員会があるということなので、僕みたいな素人が言っていることがどうか分からないんですけど、これは領収書は全部添付されるんですかね。活動費に関しては。

○区議会事務局次長 証拠書類として添付をさせていただきます。

○委員 それですと、支出総額、ちょっと昨日たまたま見たんですけれども、100、満額されている方、場合によっては1円単位でぴったり192万円、相当いらっしゃいました。それと、末尾、最後の数字が00。100円単位で書かれている方も満額出ているんですけども、1円単位で満額と00単位で満額という、何かちょっと不自然な感じがするんですけども、領収書を全部添付して、そんなにうまくいくんですかね。

○区議会事務局次長 これは上限が192万円でございますが、実際に使った額としては、200万円、300万円とか上限を超えているんです。それで、政務活動費とその他の禁止事項、使えない金額として選挙活動とかそういうものとダブって活動をしている方もいらっしゃいますので、その場合については按分を掛けるわけです。ですので、192万円を超えたものについては、精査をして192万円が上限ですので、その領収書の中で按分させていただいて、全体の領収書としては添付していただくんですけど、ここに記載している交付金額、支出金額が同額の方は、上限いっぱいまで使われているということですので、実際に使った金額とここに記載している金額については、合致していないということになります。

○委員 であるとすると、この収支報告書をもう少し、そのオーバーした分が幾らで、自己負担が幾ら、これは、僕ら助成金もらう場合、そうですね。当然、オーバーした分書かされて、それで提出するようになっていきますよね。ですから、自己負担が幾らぐらいあったのか、そういう何か、これだと何か本来の収支報告になっているのかどうか、区民がこれで納得できる収支報告なのかなという感じがします。

ですから、実際に調査されている方はそういうところまで踏み込んで調査されているんでしょうけれども、ホームページに記載されているこれだけだと、多分、区民の方は分からないと思います。

○区議会事務局次長 私の記憶では、以前、上限を超えて使った収支報告書が出されていたんですけれども、改正されまして、上限を超えたものについては記載をしないという書式の変更をさせていただきます。というのは、先ほど言いましたように、実際には使われた金額

としては、200万円、300万円の金額が全体として出てくるんですけど、192万円が交付金額の上限ですので、その正当性が確保されていれば、その金額での妥当性については担保できると確認できますので、それ以上のことは必要がないということの判断で、記載の方法を変えているというような経緯がございます。

○会長 ●●委員、ただいまの説明でよろしいですか。

○委員 いや、昨日の今日なので、あまり頭の中で整理できていないので、ちょっとやっぱり、ぱっと見では分かりづらいなという印象があったので。

○会長 じゃあ、その件、どうぞ。

○区議会事務局長 おっしゃっているご趣旨は、よく理解できます。やっぱり、区民から見ると、どのくらい政務活動あるいは、そういったものにお金が掛かっているのかと、そういった実態を明らかにしないと、そのうちこれだけ公費負担という妥当性がなかなか判断できないというご趣旨はそのとおりかと思えます。

ただ、なかなか、例えば上限以上に使った分が、具体的にどういうものに使われているかというのは、政務活動とか政治家のノウハウというか、それぞれの議員にいろいろ絡んでくる面もあるかと思ひまして、一概にちょっとなかなか、感覚的にはどうしたらいいのかなというふうには思っているんですけども、ただ、ご指摘のご趣旨はごもっともですので、何らかの方法でそういった実態的なものをお示しできるようなことについては、ちょっと研究してみたいなと思ひました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からも政務活動費について、ご意見を伺いたいと思ひますので、こちらからご指名させていただきます。

●●委員、お願いします。

○委員 今、●●委員がおっしゃられた中身については分からないんですけども、全体、このフルで使われている方とそうでない方のバランスからしても、現在の192万円という額がそれなりに適正で、ある方にとっては足りないし、ある方にとっては十分なのでお返ししているという、特にこれ以上何が何でも増やしてくれとかですね、多過ぎるという意見が議会のほうからないのであれば、この額のままで適正かと思ひます。

以上です。

○会長 それでは、●●委員もご意見はありますか。先ほど、もう発言されたからよろしいですか。

○委員 はい。

○会長 じゃあ、●●委員、お願いします。

○委員 会派別交付金なんですけれども、公明党は7名で、共産党が6名、執行率が公明党29.4、共産党92.8ということで、大きな差があるんですけども、この中身というのは何か分かるものなんですか。なんで公明党だけが少なく、共産党はこんなに多いのかと。執行率です。

○区議会事務局次長 先ほどお話ししました証拠書類がちゃんと添付してございますので、この金額の中で政務活動をされたということでございます。この差があるというのは、議員の活動の内容が多岐にわたってございますので、公明党としての、また議員個人としての活動の結果として、共産党の会派、また個人の政務活動費の実態として表れたということでございますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 続きまして、●●委員から、お願いします。

○委員 政務活動費を使うか使わないかというのは、それは議員の自主的な意見、意思に任せるしかないもので、仕方がないとは思いますが、政務活動費をほとんど要するに、それ以上に使っている議員の方と、ほとんど使っていない議員の方がいらっしゃるというのは、何かイメージ的にはちょっと不思議な気がしますね。やっぱり議員として政務活動なさるのであれば、同じように使うだろうと思いますし、多少の違いはあってもこんなに極端に違うのかなというのは不思議な感じがいたします。ここに載っている33番で載っている井口かつ子議員というのは、たしか区の議長をなさっている方じゃないかと思うんですけど、こういう方は政務活動費もたくさん使っているのかなと思うと、34万円ぐらいしか使っていないで、大部分をお返しいただいているわけなんですけど、だから、それは使う使わないは自由ですし、192万円という額も別に問題はないと思っていますけれども、この使い方のチェックについてはやっぱり、今後も厳格に監査していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは●●委員、お願いします。

○委員 使い方云々は、また区民の方からの指摘等が特段なければこの場では、特段私のほうからありませんけども、現行の額からの変更なしということではございますので、特

段、今現在、何か特別に変更しなければいけない理由等々がなければこのままでいいんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○会長 では、●●委員、お願いします。

○委員 政務活動費については、特にございません。この額そのまま結構だと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

●●委員もよろしいですか。

○委員 毎年この金額で据え置いて、それぞれ傾向はほとんど変わらないので、この金額でいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○会長 ●●委員は、よろしいですか。

それでは、皆さんからいろいろご意見を伺いましたが、政務活動費について、審議をまとめさせていただきたいと思いますが、皆さんのご意見を伺って、現在のままと、据え置くということで適当であるということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの審議内容を事務局でまとめますので、ここで10分間の休憩にしたいと思います。10分でいいですか。

それでは、休憩に入ります。

( 休憩 )

( 再開 )

○会長 それでは、審議を再開いたしますが、ちょっと再開する前に、●●委員から先ほど質問したい事項があるということでございますので、●●委員のほうから質問をお願いします。

○委員 どうもすみません。お時間とっちゃいまして、申し訳ありません。

先ほど、●●委員のほうから、ご指摘があった議長さんの報酬なんですけれども、実はこの下げ諮問をしたときに、その議長さんが個人でこの審議会にお見えになって、朗々と意見を述べられて結果的にはそれを下げちゃいけないというような話にならないので、こういう結果になっていると思うんですが、個人的には、そのとき議長さん個人の信条に基

づくご意見だったような気がして、それを歴代の議長さんに引き継いでいいのかどうかというようなちょっと疑問がずっと残っていて、●●委員さんからも先ほどご指摘があったので、その辺、議会のほうからそういう諮問が出ればここで審議すればいいんだからという話で今までずっときているんですが、今回は議会のほうからそういう審議要望というものはなかったのかどうか、ちょっと確認したいと思いましたので、お願いします。

○区議会事務局次長 前回、議長の報酬を下げたのは、議員提案で下げているので、議会の総意ということでございます。それで、特に議長のほうから、その報酬に関して何か動きがあるかということでは現在のところございませんし、議会の物事を決める議会運営委員会につきましても、テーマとして上がった状況では現在のところないということでございます。

○委員 分かりました。

○会長 それでは、今回の区長の諮問に対する答申に向けて、本日審議をいたしました内容を確認をしたいと思います。

総務課長、お願いします。

○総務課長 ご審議をいただきました内容をまとめた資料を作成をいたしましたので、休憩の間に配付をさせていただきました。また、それと併せて先ほどご意見、ご質問等出ました退職手当につきましても、2部配付をさせていただいております。少し、そちらの説明も簡単にさせていただければと思いますが、A3のほうの大きな資料でございますが、これは23区、各区の退職手当額の比較の表でございます。退職手当は退職時の給料月額掛ける支給率掛ける勤続期間で算出をするものでございまして、支給率と支給額が掲載されております。

杉並区は、区長で申し上げますと、支給率が4.50で、支給額が記載のとおりでございます。順位としては15位ということでございます。副区長が16位、教育長が9位ということで、監査委員のところは、資料があまりそろっておりませんので、参考程度に見ていただければと思いますけれども、このような順位となっております。

また、A4のほうの資料は、これを任期4年間あるいは教育長は3年でございまして、その任期のトータルで見た場合の総支給額の比較でございます。こちらは参考資料ということにさせていただければと思いますが、区長で見ますと、総支給額、給与と手当、それから退職手当を含めた4年間の総支給額でいいますと、順位でいえば9位ということになります。副区長は7位、先ほど申し上げたとおりでございます。教育長は18位、監査委員に

つきましては2位となっておりますが、こちらはデータがそろっていないので、参考程度ということでさせていただければと思います。

このような資料でございます。こちらは会議の参考資料ということで扱いにさせていただければと思います。

そして、審議会のポイントの資料、確認用もございますので、こちらも確認をさせていただければと思います。

あと、1点すみません。会長、先ほど私、ご説明した中で、1点ちょっと修正をさせていただければと思います。職員数と人件費の推移のところ、職員の削減よりも人件費の削減率が少なくなっているというのは、職員の平均年齢が上がってきているというご説明をさせていただきましたが、平成29年度までは職員の平均年齢が上がっていますが、それ以降は、平均にすると下がってきているということでございます。人件費の、削減率が少なくなっているのは、退職手当が増えているということが主な原因と考えてございます。

以上でございます。

○会長 それでは、事務局が配付をいたしました「特別職報酬審議会のポイント」をご覧ください。それでは、これから申し上げる内容で、答申文を作成してまいりたいと思いません。

改定案、区長・副区長・教育長・常勤の監査委員。給料月額改定は行わない。期末手当0.05月引き下げる。

2番、議員。報酬月額改定は行わない。期末手当0.05月引き下げる。

3、政務活動費。据置きとする。

4、実施時期。令和3年3月に支給する期末手当の支給月数を改定する。

以上でございます。

内容に相違はございませんか。よろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 以上、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、審議会の決定として答申文を作成してよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

事務局で答申文作成について考えはございますか。

○総務課長 事務局といたしましては、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、会長と事務局で調整の上、答申文の案を作成いたしまして、委員の皆様にお送りをさせていただきます。委員の皆様には、そちらを確認していただきまして、ご意見がございましたら、指定の期日までに事務局へご連絡をお願いいたします。

意見等を会長と調整いたしまして、再度皆様にご確認をいただいた上で答申文を確定し、区長に提出させていただきます。確定した答申文につきましては、写しを事務局から委員の皆様に変更してお送りいたします。

以上、事務局の案でございます。

○会長 それでは、ただいまの事務局の案について、ご意見を伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、答申文につきましては、会長である私を信頼していただいて、私と事務局で調整の上、案を作成し、委員の皆様のご意見を踏まえ、改定することといたします。

では、最後に、総務部長からの挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆さん、本日は長時間にわたりまして、活発なご審議を賜りまして、本当にありがとうございます。

今、会長にまとめていただきましたとおり、今後、答申文につきましては、事務局と会長とで皆さんの意見を踏まえて調整をしていただきまして、決定をさせて、確定をさせていただきたいと存じます。その後、確定した答申を頂戴いたしましたら、それに基づきまして、区長・副区長・教育長・常勤の監査委員並びに議員の期末手当については、改定に向けた適切な手続を取ってまいりたいと存じます。

本日は、誠にありがとうございました。今後ともよろしくをお願いいたします。

○会長 以上で本日の審議会を終了いたします。お疲れさまでした。